

中山間総合対策支援事業 実施要領

第1 目的

中山間地域等の農村に人が住み続けるために、中山間地域の多様な担い手の育成および中山間の営農を継続させる体制づくりを支援し、中山間地域の農業の振興を図る。

第2 補助事業者

市町もしくは市町と連携して活動している団体(以下「市町等」という。)とする。

第3 事業実施主体

別表1～6に定めるとおりとする。

第4 事業の内容および採択基準

1 担い手支援対策事業

中山間地域の新規担い手が営農に必要な機械や施設の導入、新規営農組織の設立に係る経費等を別表1により支援する。

2 営農省力化支援事業

農林漁業者等が行う、営農および農地の維持管理作業を省力的に行うために必要な機械等の導入に要する経費を別表2により支援する。

3 農業サポートセンター機能拡充事業

(1) 農作業受委託促進

市町が設置する農業サポートセンターが行う、アグリサポーターが実施する条件不利農地の農作業に対する助成事業について、別表3により支援する。

(2) サポートセンター活動支援

市町が設置する農業サポートセンターが行う、地域の現状に即した支援・指導活動および集落農業アドバイザー派遣に要する経費を別表4により支援する。

(3) 機能拡充支援

市町が設置する農業サポートセンターが機能を拡充し、中山間地のワンストップ窓口となるうえで必要となる人件費を別表5により支援する。

4 農作物集荷システム実証支援事業

市町が行う、コミュニティバス等を活用した農作物集荷システムの実証実験に要する経費を別表6により支援する。

第5 対象地域

中山間地域等の生産条件が不利な地域とする。

第6 事業実施計画の提出および審査

1 担い手支援対策事業

(1) 集落は、集落等における農業の現状、課題、将来等について農家が主体となった「話し合い」をする場をつくり、今後の農業の維持等に向けた取組をまとめた集落農業活動計画を作成する。

- (2) 事業実施主体は、計画書に集落農業活動計画を添付して提出するものとする。
- (3) 市町長は、事業実施主体から提出のあった計画書を管内の農林総合事務所または嶺南振興局の農業経営支援担当部課(以下、「農林総合事務所等農業経営支援担当部課」という。)および関係機関と協議、審査し、前項に準じて農林総合事務所長等に提出するものとする。
- (4) 計画書の内容を変更する事業実施主体は、変更計画書を市町長に提出する。市町長は、事業実施主体から提出のあった変更計画書を管内の農林総合事務所等農業経営支援担当部課および関係機関と協議、審査し、農林総合事務所長等に提出するものとする。

2 営農省力化支援事業

- (1) 事業実施主体は、計画書を作成し、市町長、または所管の農林総合事務所長等に提出するものとする。
- (2) 市町長は、事業実施主体から提出のあった計画書を管内の農林総合事務所等農業経営支援担当部課および関係機関と協議、審査し、前項に準じて農林総合事務所長等に提出するものとする。
- (3) 計画書の内容を変更する事業実施主体は、変更計画書を市町長に提出する。市町長は、事業実施主体から提出のあった変更計画書を管内の農林総合事務所等農業経営支援担当部課および関係機関と協議、審査し、農林総合事務所長等に提出するものとする。

3 農業サポートセンター機能拡充事業

(1) 農作業受委託促進

- ア 本事業を実施するサポートセンターは、計画書を作成し、市町長に提出するものとする。市町長は提出のあった計画書を十分審査した上、農林総合事務所長等に提出するものとする。
- イ 本事業を実施する市町長は、別添参考様式に基づき、中山間営農継続プラン(以下「営農継続プラン」という。)を作成し、計画書に添付するものとする。
- ウ 計画書の内容を変更するサポートセンターは、変更計画書を市町長に提出する。市町長は、事業実施主体から提出のあった変更計画書を管内の農林総合事務所等農業経営支援担当部課および関係機関と協議、審査し、農林総合事務所長等に提出するものとする。

(2) サポートセンター活動支援

- ア 本事業を実施するサポートセンターは、計画書を作成し、市町長に提出するものとする。市町長は提出のあった計画書を十分審査した上、農林総合事務所長等に提出するものとする。
- イ 計画書の内容を変更するサポートセンターは、変更計画書を市町長に提出する。市町長は、事業実施主体から提出のあった変更計画書を管内の農林総合事務所等農業経営支援担当部課および関係機関と協議、審査し、農林総合事務所長等に提出するものとする。

(3) 機能拡充支援

- ア 本事業を実施するサポートセンターは、計画書を作成し、市町長に提出するものとする。市町長は提出のあった計画書を十分審査した上、農林総合事務所長等に提出するものとする。
- イ 計画書の内容を変更するサポートセンターは、変更計画書を市町長に提出する。市町長は、事業実施主体から提出のあった変更計画書を管内の農林総合事務所等農業経営支

援担当部課および関係機関と協議、審査し、農林総合事務所長等に提出するものとする。

4 農作物集荷システム実証支援事業

- (1) 市町等事業実施主体は、計画書を作成し、所管の農林総合事務所長等に提出する。
- (2) 計画書の内容を変更する市町等は、変更計画書を農林総合事務所長等に提出するものとする。

第7 事業の着手

事業の着手は、原則として交付決定後行うものとする。事業計画承認後においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は必要性を十分に検討したうえで、その理由を具体的に付して、交付決定前着手届を農林総合事務所長等に提出するものとする。

第8 事業実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和4年度から令和8年度までとする。
- 2 前項の計画書に基づく事業の実施期間は、当該年度内とする。

第9 報 告

- 1 事業実施主体は、入札を終了したときはすみやかに、入札てん末報告を市町長あて提出するものとし、報告を受けた市町長は、農林総合事務所長等あて報告するものとする。
なお、入札差金(以下「差金」という。)の他工事、施設等への使用については、原則として認めないが、同事業実施上において、その事業の効果を高めるために止むを得ないものにあつては、次の手続きを了したうえで処理するものとする。
 - (1) 事業実施主体の長は、この差金を使用しようとする場合は、入札差金使用申請書を市町長に提出するものとする。
 - (2) 市町長は、前項の事業実施主体からの申請があつた場合は、すみやかに農林総合事務所等農業経営支援部担当部課等と協議の上、入札差金の使用について農林総合事務所長等に協議し、その指示を受けるものとする。
- 2 事業実施主体は、事業完了後、すみやかに実績報告書を市町長、または農林総合事務所長等に提出するものとする。市町長は提出された実績報告書に、市町が実施した事業分を加えた実績報告書を農林総合事務所長等に提出するものとする。
- 3 第4の1に取り組む事業実施主体は、事業実施の翌年度から3年間、毎年度、当該年度における達成状況等を事業計画達成状況報告書(以下、「達成状況報告書」という。)により、3月末までに市町長に提出するものとする。市町長は、事業実施主体から達成状況報告書の提出があつた場合は、管内の農林総合事務所等農業経営支援担当部課および関係機関と協議、審査し、翌年度の4月末までに農林総合事務所長等に提出するものとする。

第10 助 成

県は、予算の範囲内において、農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金交付要綱に定めるところにより、本事業に要する経費について補助する。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

第12 事業関係の様式

事業関係の様式は次のとおりとする。

- 1 中山間総合対策支援事業実施計画書の提出（様式第1-1、1-2号）
- 2 中山間総合対策支援事業実施計画書（様式第2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6号）
- 3 集落農業活動計画（様式第3号）
- 4 中山間総合対策支援事業変更計画書の提出（様式第4-1、4-2号）
- 5 中山間総合対策支援事業入札てん末報告（様式第5-1、5-2号）
- 6 入札差金申請書（様式第6号）
- 7 入札差金の使用についての協議（様式第7号）
- 8 中山間総合対策支援事業計画達成状況報告（様式第8-1、8-2号）

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

【別表1】中山間総合対策支援事業(担い手支援対策事業) 内容

事業項目	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	事業実施主体	補助率	備考
担い手 支援対 策	栽培用機械 施設	トラクター、田植機、コンバイン、農機運搬用トレーラー、除草機、防除機、乗用管理機等の機械およびこれらの格納に必要な施設等	農家、 営農集団等	1/3 以内	
	栽培用機械 施設	ハウス、栽培装置、栽培管理機械・装置、専用運搬機械、収穫機械・装置、付帯施設等			
	病虫害防除 機械施設	防除機、土壌消毒機、付帯施設等			
	土づくり機 械施設	トレンチャー、バックホー、堆肥盤、堆肥散布機、付帯施設等			
	自然災害防 止施設	融雪装置、防風施設、防霜施設、付帯施設等			
	集出荷調製 加工施設	集荷場、選別調製施設・装置、加工場、加工用器具・装置、付帯施設等			
	園地整備	客土、整地、果樹苗木等			
	生産資材	種苗、農薬、肥料、苗箱、チェーンポット等			
	新規組織設 立	法人登記、税理士・司法書士委託等			
	人材育成	農業用機械免許取得等			
	その他必要と認められる機械施設・経費等				

- (1) 本事業は、国庫採択基準に満たない機械・施設等の整備を対象とする。
- (2) 法的な規制や用地確保等で、問題点がある場合はこれを解決(または、確実に解決できる見込みがあること)してから計画を提出すること。
- (3) 合理的な土地利用等について、関係集落等受益地域の合意が得られていること。
- (4) 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、対象品目の栽培面積、事業実施計画の目標等それぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、必要不可欠かつ必要最小限のものとする。
- (5) 整備事業の園芸等特産物生産基盤整備の加工施設にあつては、加工主原料の8割以上を中山間地域で収穫された農産物が占める場合、整備箇所は県内全域とすることができる。
- (6) 既存の施設、機械、器具又は資材の有効利用および事業費の節減の観点からみて必要があると認められる場合は、増築、改築もしくは併設の事業、古品古材、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。なお、その品質の確保には十分留意することとし、中古機械は耐用年数が経過していないものに限る。
- (7) 条件不利地等とは、1/20以上の急傾斜もしくは20a未満の農地が、集落内の全農地面積の過半を占める集落とする。
- (8) 生産資材については、当該年度中に使用するもののみを補助対象とする。(なお、水稲用資材の一般的な購入スケジュールが前年度1月発注であることを鑑み、交付決定前に発注した生産資材についても補助対象とする)

【別表2】 中山間総合対策支援事業(営農省力化支援事業) 内容

事業項目	事業実施 主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
営農省力化 支援	農家、営農 集団等	営農および農地の維持管理作業を省力的に行うために必要な機械等を導入する。	営農および農地の維持管理作業の省力化に必要と認められる経費とする。	1/2 以内

- (1) 補助対象機械等の能力および構造、事業費の規模等は、事業実施計画の目標等の目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう必要不可欠かつ必要最小限のものとする。
- (2) 自力もしくは他の助成によって実施中の事業またはすでに完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- (3) 既存の施設、機械、器具又は資材の有効利用および事業費の節減の観点からみて必要があると認められる場合は、古品古材、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。なお、その品質の確保には十分留意することとし、中古機械は耐用年数が経過していないものに限る。

【別表3】 中山間総合対策支援事業(農作業受委託促進事業) 内容

事業項目	事業実施 主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
農作業受 委託促進 事業	市町が設置 する農業サ ポートセン ター	アグリサポーターがサポートセンターの依頼により実施する条件不利農地の農作業に対して助成を行う。	助成の対象は、耕起・整地、田植、収穫・脱穀および畦畔草刈の機械による農作業、または上記作業に圃場管理を加えた全ての農作業の実施とする。 なお、助成単価等については別表3-2のとおりとする。	定額

- (1) 助成の対象は、農作物を栽培するために必要な作業とする。また、1筆当たり20a未満の圃場で実施した作業とする。
- (2) アグリサポーターは、サポートセンターにおいて登録された農業者、営農集団、認定新規就農者、農業法人、農業協同組合、市町が出資する法人、地域住民、ボランティア等とする。
- (3) 対象農地は以下のとおりとする。
 - ア 簡易に撤去できない畦畔等に囲まれた圃場を一筆とし、一筆当たりの面積は畦畔等を含まない田本地面積とする。
 - イ 一筆当たりの面積は原則として実測により算定するものとする。ただし、現地確認により、農地基本台帳等の公的に認められた面積と相違ないと市町が判断した場合は、その面積とすることができるものと

する。

ウ 1筆当たりの単位はアールとし、小数点第2位以下を切り捨てる。

エ 農作業を委託する農業者が、受託農家に所有権、利用権、使用貸借権等農地の権利を移転した農地は助成の対象としない。

【別表3-2】 農作業受委託促進事業 助成単価

作業内容	助成単価 (10a 当たり)	要件等
機械作業の実施 ①耕起・整地 ②田植・播種 ③収穫・脱穀 ④畦畔草刈	2,000 円以内 1,000 円以内 2,000 円以内 1,500 円以内	1 左記作業内容①～④を単独または複数実施した場合に助成の対象とする。 2 畦畔草刈りは1回当たりの助成額とし、同一圃場での回数の上限は4回（稲以外は原則2回）とする。
全ての作業の実施	10,000 円以内	1 水稻栽培作業に限る。 2 機械3作業に加えて畦畔の草刈り、水管理等圃場の管理を全て実施した場合に助成の対象とする。
不作付地の再生	20,000 円以内	1 前年度不作付地にそばを全作業実施した場合に限る。 2 機械3作業に加えて畦畔草刈り等の圃場の管理をすべて実施した場合に助成の対象とする。

【別表4】 中山間総合対策支援事業(サポートセンター活動支援事業) 内容

事業項目	事業実施 主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
サポートセンター活動支援事業	市町が設置する農業サポートセンター	対象地域の現状把握や相談等を受け、地域の状況に即した支援・指導活動、営農の維持に向けた合意形成、集落活動等の支援を行う。	受託農家の募集・登録、会議の開催、調査活動、農作業受委託の斡旋、現地確認、集落農業アドバイザーの設置、集落検討会・座談会の開催、研修会の開催、地域資源の調査・発掘・活用、地域振興策の検討・作成、関係機関等との調整、付加価値向上に向けた販売活動支援、情報発信等 その他目的達成に必要な経費とする。	1/2 以内

【別表5】 中山間総合対策支援事業(機能拡充支援事業) 内容

事業項目	事業実施 主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
機能拡充 支援事業	市町が設置 する農業サ ポートセン ター	農業サポートセンターの 人員を増加し、機能を拡充 させる。	雇用費、社会保険料 その他必要な経費	定額

【別表6】 中山間総合対策支援事業(農作物集荷システム実証支援事業) 内容

事業種目	事業実施 主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
農作物集 荷システ ム実証支 援	市町等	コミュニティバス等を活用 し、中山間地の農作物集荷 システム構築にかかる実証 実験を行う。	検討会の開催、折り畳みコンテナ等 の賃借、先進地から講師の招致、 荷受け作業等外部への委託、自動車 燃料等 その他必要と認められる経費	定額